

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 ときわ会での障害者虐待問題等への市の対応について

質問要旨

社会福祉法人ときわ会での虐待等の問題に関し、以下質問する。

1. 関係者によると、ときわ会内で特定の政党による署名活動が複数回行われ、施設のサービスとは無関係の内容だったという。疑問を感じつつも署名せざるを得ない雰囲気だったとも聞く。施設内でこうした政治活動が行われていたなら大問題だが、市は事実を認識しているか。調査が必要と考えるが、市の見解は。
2. 昭和 58 年から 1 度の契約更新を挟み、令和 25 年まで 60 年間ときわ会への無償貸し付けが続く約 500 m²の土地について、無償ではなく優遇措置なしの有償貸付とした場合の想定金額、および現時点で売却した場合の想定金額は。詳細な数値は不要で、路線価などの算出根拠と概算でよい。
3. ときわ会関係者からの虐待通報や相談について、市は面談や電話の記録をすべて公文書として正当に保存しているか。
4. 報道された虐待通報に関連した職員や利用者家族が虐待を発見した件数は 60 件以上に及ぶという。このうち市へ通報・相談された件数を把握しているか。また、これら虐待調査の進捗状況はどうなっているか。対応はすべて完了したのか。調査中の件数と完了した件数は。さらに、他市とはどのように共同調査を行っているか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 2 月 10 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号 191

27	26	25	24
19	19	18	17

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問—一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 いじめ問題対策委員会の機能不全を市はどう捉えているか

質問要旨

小平市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、対策委員会と言う)は第三者性に欠ける委員構成や不適切な言動が見受けられ、いじめ被害者家族との対立が続いている。調査内容にも疑問の声が多く、その対応も不適切だ。

例えばある学校で重大ないじめが発生した際、対策委員会が調査を担うという名目で、学校は加害者の指導など本質的な対応を行わなかった。被害者側が対策委員会に提出した証拠資料も適切に扱われず、十分な調査のないまま2年が経過。その結果、不登校や進学後のいじめ再発につながった。また、昨年5月に市ホームページで公表された「小平市立学校のいじめ申立てに関する調査報告書」を見ても、対策委員会が隠ぺいや責任回避のために機能していると疑わざるを得ない。その裏に人員・予算不足という事情があるとしても、市教育委員会からそうした事情の説明がないまま「問題なし」とする姿勢では、被害者や家族と信頼関係は築けず、人権侵害の状況は続く。

本年1月31日の生活文教委員会事務報告で、来年度の対策委員会委員を(更新に向けて)調整中という報告があった。しかし委員が変わっても状況が改善しなければ意味がない。対策委員会の現状を共有し、市の見解を明確にするため、以下質問する。なお、対策委員会の第三者性が高まるほど市の見解は通用しなくなるものと承知した上での質問だ。現在作成中のいじめ重大事態の調査報告書(以下、報告書と言う)に関する質問も含む。

1. 対策委員会の調査開始前から、関係児童、加害児童、教員への聞き取りで、暴行の事実が明らかになっていた事案がある。証拠も対策委員会に提出済みだ。しかし報告書案にはこの件について記載がなく、学校対応の是非についても触れられていない。国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に従い、報告書には関係する事件を網羅的に記述し、学校の対応も含めて明確に示すべきと考えるが、市の見解は。
2. 被害者家族が進学後のいじめ再発について報告書に記載するよう求めたところ、対策委員会の新藤委員長は「学校が異なる」ことを理由に強い口調で記載を拒否。弁護士の長谷川委員は(個人的見解としながらも)加害者への訴訟を勧めた。しかし、いじめ再発は重大な問題である。報告書には、進学後であっても再発した事実を記載し、加害者指導の妥当性や進学先への情報提供の方法が妥当だったか等を検証すべきと考える。そのことも含め、2年間の調査後に訴訟を勧めるのは調査組織として無責任とも思えるが、市の見解は。
3. 教員の行為が発端となったいじめに関して、被害者家族は学校の関わり方に問題はなかったのか調査を求めた。しかし対策委員会の長谷川委員は「学校の対応は主の調査事項にはなりえない。追求するなら市を相手に国家賠償請求訴訟を提起すべき」という旨の発言をしている。学校の対応を調査対象としないのは妥当か。また訴訟を勧める考えについて、市の見解は。
4. 被害者側の書状提出や調査要望があったにもかかわらず、また学校の調査では調査対象に含まれていた事なのに、対策委員会は調査事項としなかった事項がある。これは問題ではないか。市の見解は。
5. 中村副委員長は「行為があり、被害側が苦痛を訴えても、行為を行った側に加害の意志が無い場合、いじめと認定出来ない可能性もある」と発言している。これはいじめの定義として誤った認識と考えるが、市の見解は。
6. ある学校長が「いじめ重大事態の扱いになれば解決に時間がかかる」と語ったそうだが、市では実際に長期化する事例が多い。中には学校調査で実態がほぼ判明していたのに対策委員会の調査で長期化し、提出された証拠は採択されず、偏った裁定で事実が歪曲された例もある。対策委員会による調査が行われたせいで、被害者とその家族は新たな被害を受けている。対策委員会の委員はこの4月に更新されるようだが、今後このような事態が生じることを防ぐため、市は対策を講じるべきではないか。
7. そもそもいじめ重大事態の調査が長期化していることについて、市はどう考えているか。
8. 弁護士委員が訴訟を勧める発言をしている状況を踏まえれば、被害者側が法的手段を取るのが適切な場面もある。寝屋川市のように、被害家族への訴訟費用助成制度を導入してはどうか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月10日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 91

27	26	25	24
19	19	18	17

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 改定されたいじめ防止基本方針の問題点について

質問要旨

小平市いじめ防止基本方針(以下、基本方針と言う)が改定され、本年 1 月 31 日の生活文教委員会で事務報告があった。全会一致で採択された請願に沿い、いじめ重大事態調査報告書(以下、報告書と言う)の提言等を汎用性の高い施策として具体化し、取り組み状況を半年ごとに教育委員会定例会で報告することが決まった。迅速な対応に感謝する。また、小平市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、対策委員会と言う)の委員選定方法の改善や委員交代の予定、報告書作成を対策委員会の委員が担うこと等も報告された。実現に向けたご尽力に感謝する。

しかし今回の事務報告では説明がなされなかった重要な追加記載がある。これらの記載があることで、いじめ対応の抜本的改善がおろそかになり、また「いじめを許さない」に反する内容ともなってしまうため、早急に修正いただきたい。またそもそもこうした方針の策定に当事者の声を反映する機会がないことも問題であり、以下質問する。

1. 今年度末に対策委員会の委員が交代する予定と聞いたが、その選定方法も含めた具体的内容は。
2. 報告書の作成は当初から対策委員会の委員が担当する方向と聞いたが、決定したのか。
3. 1 や 2 に関し、条例等で明文化する予定か。
4. 改定版の基本方針に「いじめを受けたことにより、授業に参加できない児童・生徒に対して、別室による学習支援やオンライン授業等を実施し、学習の支援を行う」とある。一方で加害側の別室指導や出席停止については一切言及がない。なぜ被害側が別室学習やオンライン授業を受けなければならないのか。加害者ではなく被害者を排除する内容となっているが、その偏りは理解しているか。市の見解は。
5. 上記 4 に関し、法や国のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン(以下、国のガイドラインと言う)等には該当の記載がない。一方で改定版の基本方針に記載のない加害側の別室指導や出席停止については、いじめ防止対策推進法や学校教育法に記載がある。この 4 の方針は誰の発案で、どこでどう議論され決まったか。
6. 改定版の基本方針に「不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う」とある。しかし、生命身体財産重大事態(第 1 号)と不登校重大事態(第 2 号)の区別は誰がどのタイミングで判断するのか、特に申立てによる重大事態でこの判断を誰が行うのが明示されていない。判断の主体がなければ調査組織の決定はできない。判断が曖昧な事案について、調査組織の構成をどのように決めるのか説明を求める。
7. 上記 6 に関し、学校が調査する場合の組織構成についての説明がない。この記載では、第三者を入れた調査が必要と考える学校が出てくる可能性がある。国のガイドラインに従い、調査組織の第三者性について明記を求めるが、市の見解は。
8. 改定版の基本方針に「報告書の提言等を(略)、より汎用性の高い施策として具体化し、教育委員会定例会において報告する」とある。これまで報告された報告書の提言は具体化するのか(したのか)。また半年に 1 回報告するとのことだが、初回はいつ報告するのか。
9. 改定版の基本方針に「対象児童・生徒及び保護者による『調査結果に係る所見をまとめた文書』については、公表しない」とある。しかし国のガイドラインでは公表の可否を示していない。この(公表しない)方針は誰の発案で、どこでどう議論され決まったのか。
10. 上記 9 に関し、所見をまとめた文書は内容に応じて公表の可否を判断すべきであり、基本方針で一律に「公表しない」とするのは不適切ではないか。この方針部分は削除すべきと考えるが、市の見解は。
11. 上記 9 に関し、報告書作成中の保護者から所見公表の要望があり、請願事項としても当初議論され重要な論点なのは明らかだった。なぜ 1 月の生活文教委員会事務報告で主要な追加点として説明しなかったのか。
12. 生活文教委員会の事務報告でも指摘されたように、全会一致で採択された請願第 13 号の「文書で記録に残す」ことも、基本方針に含めるべきと考える。「なじまない」との説明だったが、その理由は何か。全会一致で採択された請願の内容は基本方針に最大限反映すべきと考えるが、市の見解は。
13. 基本方針も、小平市立学校版感染症予防ガイドラインもそうだったが、それにより不利益を被る立場にある市民の声はきちんと反映すべきだ。少なくとも他市ではこうした方針についてもパブリックコメントを実施しているが、小平市が行わない理由も含めて、市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 2 月 10 日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号 19

27	26	25	24
19	19	18	17

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

質問件名 引き続き教育長の虚偽答弁とハラスメントについて

質問要旨

昨年 6 月と 12 月定例会の一般質問で、教員もしくは市教育委員会による事実捏造が起きたことについて質問した。詳細はそれぞれの通告書に記載している。6 月の一般質問に対する教育長答弁は「事実捏造ではなく、対応について認識の齟齬があり、齟齬を認識した後すぐに当該保護者にお詫びをした」という旨であった。しかしその保護者はお詫びを受けた事実がないため 12 月定例会で再度質問すると、お詫びをしたと再度答弁があった。ではそのお詫びした日時を保護者へ伝えるよう要望すると、後日、指導課は当該保護者にメールを送信した。お詫びをしたとするのは「当課が質問の主旨を理解できず、何度もご連絡をいただくことになっていることは申し訳なく思いますが、当課といたしましては最大限の努力をしていると認識しております。」というメールの一文だと言う。しかしこのメールには、事実捏造のことや認識の齟齬のことは何も書かれていない。まったく筋の通らない話となっている。このように何の関係もないメールを提示するということは、教育長が虚偽答弁をしたことについて、訳の分からない対応でうやむやにしようとしているとしか考えられない。さらにこの事実捏造の調査に絡んで職員に異常な対応をさせ続けている。そのことを何度指摘しても平然としている状況は、市教育委員会の異常性を示している。

これは笑いごとではない。保護者や職員がハラスメントを受けている状態が続いており、市のリソースも消費され続けている。市教育委員会は問題の解決に向けて保護者と誠実に話し合い、対応が進捗中であればその状況や見通しを相手に伝えるべきだ(今回一般質問通告書提出の直前にやっと「2 月末をめどにこちらの見解をお伝えする」という報告がなされたが、あまりにも遅い)。人間は誰も間違えることがある。事実を捏造することも起き得る。指摘があり事実が判明したのであれば、誤りを認め、お詫びをし、何らかの対処をして同様のことが起きないようにすればよい。何を懸念してこのような当たり前の対応ができないのか。話し合いの場を設けるよう提案もしてきたが、反応が遅すぎるため、以下、質問せざるを得ない。

1. 事実捏造のことを問うていたのに、まったく関係のない答弁がなされ続けた。昨年 6 月定例会の通告書にも、保護者からのメールにも詳細は書かれており、読めば理解できる内容である。教育長は自身で内容を確認し事実関係を理解した上で答弁されてきたのか。
2. この事実捏造の件については、担当していた職員が対応を放置していたことが判明している。そのため保護者はその放置していたことについても調査を要求し、別の担当者に対応してもらおうよう要望した。しかし市教育委員会はその職員に対応を任せたままにし、週次で異様なメールを保護者へ送信し続ける状況となっている。保護者から再三の要請があっても対応を変えていないし、なぜこのような状況が続いているのか説明も皆無だ。これは保護者だけでなく職員に対するハラスメントでもあると考える。なぜ市教育委員会はこのような対応を続けるのか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

令和 7 年 2 月 10 日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 安竹 洋平 受付番号【 9 】

27	26	25	24
19	19	18	17

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 心にも栄養を届けるこども宅食を実施しよう

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

公明党は、20年程前から、子育てを社会の中心軸に位置づけ、社会全体で支援する「チャイルドファースト」（子ども優先）社会の構築を目指して、トータルプランを策定し取り組みを進めている。今回は、アウトリーチで丁寧に向き合うことができるこども宅食や、こども家庭庁が推進するこどもまんなか応援サポーターなど市民を巻き込み、子育てしたくなるまち小平の実現のために進めたい事業について何点か伺う。

- 1 平成31年「子ども食堂」のあり方の検討結果内のこども宅食の検討における市の考えを改めて伺う。
- 2 こども宅食について、現在の検討状況と課題を伺う。
- 3 こども未来戦略においてこども宅食は貧困問題の解決にとどまらず、家庭とのつながり作りや見守り機能の重要性から児童虐待防止にもつながる。行政のみの事業とはなりにくい、官民連携で実施すべきと考える。市においてもこども宅食事業に取り組むべきではないか。
- 4 こども家庭庁が進める「こどもまんなか応援サポーター」は、自治体や事業者・団体が宣言をすることから始まる。宣言をきっかけとして連携を図ることができ、こども宅食のような官民連携につながりやすくなると考えられる。宣言に参加し市が先頭に立ち連携体制の構築をすべきと考えるが、見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月7日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本裕子

受付番号 [7] - (1/2)

27	26	25	24
20	20	19	18

小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 東部地域の諸課題

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

来年度には都市計画マスタープランの改定検討があり、基本方針も示されている。前回の改定で目指したもの、達成しなかったこと、想定外の課題など議論されていくことと思う。東部地域は、人口急増地域でもあり、若い世代も多い。様々に要望も聞くこともあり、課題解決の方策を探るべく、以下質問する。

- 1 踏切対策の検討対象区間となっている、西武新宿線花小金井駅近辺までの区間について、西武鉄道と東京都の現状を伺う。
- 2 都市計画道路3・3・3号線の他市区間も含めた進捗状況は。
- 3 市の公共交通に対する基本的な考え方にある、「青梅街道幹線軸」の考え方は、東部地域にはあたらない。また少ない便数でも路線があれば交通不便地域にはならないということから、地域の実情にあった検討を進めるべきと考えるが見解は。
- 4 狭山境緑道は、自転車と歩行者が錯綜し特に通勤通学の時間帯や夜間など危険な状態もみられる。東京都や交通管理者と連携して、自転車・歩行者の通行帯の区分を進めるべきではないか。
- 5 これまでも提案している①駅前ロータリーの型押しアスファルト舗装への更新 ②緑道のフットライト設置 ③小規模公園の活用 について、検討の状況を伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月7日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 津本 裕子

受付番号 [7] - (2/2)

27	26	25	24
20	20	19	18

質問件名 おくやみ窓口の開設にあわせ 引受け手のない御遺体問題を考えよう

質問要旨 (質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること)

会派として要望を続けて来た、おくやみ窓口が本年1月28日に開設され、市庁舎一階ロビーの片隅にご相談受付の灯りがともりました。厳粛であるべき人の死ですが、突然にやってくるその瞬間には、哀しみにくれる暇もなく、あまりにも多くの現実的手続きを伴います。そのような煩雑な手続きを、できるだけワンストップの窓口で受け止めることを目指す、おくやみ窓口の開設は大きな意味を持ちます。その充実と共に窓口の始まりに合わせ、近年増加の一途を辿る、新たな課題である引受け手のない御遺体問題について考察すべき機会と考え、以下質問をいたします。

- 1 開設間もない新窓口ですが現在までの受付受理の状況と仕組みについて伺います。
- 2 ご相談者からはどのような内容の相談、声が届いていますか。
- 3 守備範囲が広い窓口ですが、これまで参加した課は何課で、今後参加が望まれるジャンル、課はどこだと考えていますか。
- 4 現在の窓口の設置場所については課題があると思いますが、今後検討できますか。
- 5 本市において、身寄りのない人や、親族が関わりを拒否した方の御遺体の扱いについて、現状はどのような対応になっていますか。
- 6 本市の直近の、行き倒れなど身元がわからないまま亡くなった「行旅死亡人」の事例、身元はわかっているが火葬をする親族がいないまたは親族が引き取りを拒否し市が火葬する「墓地、埋葬等に関する法律」の適用事例、生活保護法の「葬祭扶助」を適用して火葬した事例は、直近5年間でそれぞれ何件で、今後の本市の傾向をどう考えますか。
- 7 日本では本来、人の死はこれまで家族や親族が担うのが当たり前の事でしたが、身寄りのない人や身寄りがあっても親族が関わりを拒否した人を行政が代わりに火葬し、引き取り手のない遺骨として保管するケースが増加しているのも現実であり、弔いのあり方に変化が生じています。市の今後の対応について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月10日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虻川 浩

受付番号 { 12 } - (1/2)

27	26	25	24
21	21	20	19

小平市議会定例会一般質問通告書

一問一答方式

質問件名：小平市の契約事務の規定内容について

質問要旨（質問する趣旨・内容を具体的に、1問1ページに納めて記入すること）

契約事務がどのような法律、規則等の体系の上に運用されているのか、契約の発注者、受注者がどのようなルールの上でそれぞれの権利を主張できるのか、本市の契約事務の規定内容について、以下質問致します。

- 1.一般競争入札による、請負契約の発注者、受注者それぞれの基本的な債権、債務について伺います。
- 2.適正な施工の確保と発注者を保護する事を目的とする建設業法では、事業者は都道府県知事の許可を受けることが義務付けられ、請負契約の際16項目の事項を定めるとされています。その中で「天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め」については、法の下にある市の契約書にどのように規定されていますか。
- 3.同じく「契約に関する紛争の解決方法」については契約書にどのように規定されていますか。
- 4.請負契約に関する紛争で、これまで発注者である市に対するもの、または受注者である事業者に対する、契約解除、損害賠償請求の事例はありますか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月10日 小平市議会議長殿

小平市議会議員 虻川 浩

受付番号〔12〕 - (2/2)

27	26	25	24
21	21	20	19

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 **介護の2025年問題を解決するために市がやるべきこと**

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

今年は団塊の世代全員が75歳以上となり、介護現場の人手不足がさげられる「2025年問題」の年に当たります。また「介護の社会化」といって始まった介護保険制度が25年目を迎え、当初と比べ介護保険料は倍以上に上がり、それにも関わらず特別養護老人ホームの待機者問題など必要な介護を受けることのできない状況が深刻さを増しています。さらに政府は2024年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬を引き下げ、訪問介護事業者の倒産件数は過去最高を記録。そして地方には訪問介護事業所がゼロの自治体が昨年末時点で107町村あることが「しんぶん赤旗」の調査により明らかになっています。このような現状を踏まえ、市として「2025年問題」を解決するための対策の実施を求め、以下質問いたします。

1. 団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」について

- (1) 2025年の到来により、今後さらに介護現場の人手不足や、必要な介護サービスを受けることのできない介護難民、老々介護、介護離職などの問題が小平市においても深刻化していくことが懸念されますが、これら諸課題についての実態を市としてどのように掴み、認識しているのか、伺います。
- (2) 介護の「2025年問題」を解消すべく「小平市地域包括ケア推進計画」に反映していることはありますか。また今後、「2025年問題」の諸課題について具体的にどのような対策を講じていこうと考えているのか、市の方針について伺います。

2. 訪問介護について

- (1) 2024年度の介護報酬改定により、訪問介護の報酬が引き下げられ、事業所に深刻な影響を与えています。直近の5年間で、市内で倒産や廃業となった訪問介護事業所の数について伺います。
- (2) 世田谷区では介護報酬を引き下げられた高齢者施設に処遇改善のための給付金を支給する「緊急安定経営事業者支援給付金」を実施しました。小平市でも同様の事業の実施を検討すべきと考えますが、市の見解を伺います。

3. 特別養護老人ホームの待機者解消について

- (1) 特養ホームの待機者数は2023年6月現在で185人となっていますが、そのうち要介護3・4・5の人数割合についてお示ください。
- (2) 申請したものの入所できずに待機中に亡くなられた方の人数と、1年以上待機している方の人数について伺います。
- (3) 市の人口推計によると、75歳以上の後期高齢者の2025年の推計値は2万9,506人、ピークが2055年で3万8,094人と推移しています。超高齢化社会に伴い、特養ホームへの入所を希望する方のニーズは今後さらに増加していくと考えますが、市の認識について伺います。
- (4) 特養ホームの待機者をゼロにしていくためには、2024年度から2026年度までの「小平市地域包括ケア推進計画」の中に新たな特養ホームの建設計画を盛り込むとともに、市として早急に「待機者解消計画」を策定し計画的な解消に努めていくことが必要不可欠であると考えますが、市の見解を伺います。

4. 介護現場の人手不足を解消するために

- (1) 日本共産党小平市議団が介護現場の人手不足解消のために提案し続けてきた事業である「小平市介護職員初任者研修受講費用の助成」についての利用実績と、今後の拡充方針について伺います。
- (2) 介護現場の人手不足を解消するためには、介護現場に従事する職員の処遇を全産業平均の水準を超える賃金にまで改善していく必要があります。介護保険の国庫負担割合を10%引き上げ、介護報酬の増額、介護職員の待遇改善、介護事業の継続支援を行うよう、小平市としても国へ要望していくべきと考えますが、市の見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2025年2月12日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 鈴木だいichi

受付番号【 14 】

27	26	25	24
22	22	21	20

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 中央公園グラウンドの人工芝化など市の PFAS 対策について問う

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

中央公園グラウンドの人工芝化における PFAS による人体と環境への影響について、市が昨年実施した市内の井戸への PFAS 調査の進捗状況について、昨年の6月定例会で採択された PFAS に係る請願への市の取組について、小平駐屯地の専用水道から暫定目標値を超える値の濃度が検出されたことなど、市民のみなさんが関心を寄せている PFAS に関する諸課題について、以下質問いたします。

1. 中央公園グラウンドの人工芝化について
- (1) 2月1日に南西部地域における指定管理者制度導入等についての市民説明会が開催され、参加者からは中央公園グラウンドの人工芝化についての質問もさまざま出されていました。人工芝についてはマイクロプラスチックによる環境や人体への悪影響が懸念されていますが、近年はPFASの影響も懸念されており、地域住民からは不安の声が寄せられています。人工芝と PFAS の関連性と健康への影響についての市の認識を伺います。
- (2) 不安を抱えている住民に対して意見交換や説明会といった機会を設けるべきと考えますが、見解は。
2. 2024年度に市で実施した井戸の地下水調査について
- (1) 申込数と、どの区域で何か所の調査が行われたのか、についてお示ください。
- (2) 結果の公表時期と公表方法について伺います。
- (3) 予防原則に基づきこの先も継続的に PFAS 水質調査を実施するべきと考えますが、見解を伺います。
- (4) 仮に地下水調査により暫定目標値を超える値の PFAS が検出された場合、市による井戸水の再調査や血液検査等の実施も必要であると考えますが、どのような対応策を講じていくのか、現在の市の方針について伺います。
3. 昨年の6月定例会において全会一致で採択された請願第10号「有害性が指摘されている一部有機フッ素化合物(PFAS)による地下水汚染の原因究明を求めることについて」の進捗状況について
- (1) 請願事項には「市は、PFOS等の流出源の特定に向け、PFOS等を保管及び使用していた在日米軍基地及び民間事業者などの施設や工場を調査するよう、また必要な場合は立入り調査をするよう、都内の25市と連携して国や東京都に働きかけてください」とあります。国と東京都への米軍横田基地等への立入調査要請の時期はいつ頃になるのか、について伺います。
- (2) 最終的に何市が今回の請願の趣旨に応えて連携に協力する意思を示す方向性なのか、伺います。
4. 陸上自衛隊小平駐屯地の専用水道で昨年、暫定目標値を大幅に超える PFAS が検出されたことについて
- (1) 専用水道で高い PFAS 濃度が検出された要因をどのように捉えているのか、について伺います。
- (2) 国から小平市に対しては、どのような情報提供がされたのか、について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2025 年 2 月 12 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 鈴木だいichi

受付番号【 14 】

27	26	25	24
22	22	21	20

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 誰もが必要な訪問介護を受けられるように

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

介護報酬の改定が2024年4月1日(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーションは6月1日)より施行されました。厚生労働省は全体で1.59%の増とし、特別養護老人ホーム等の大半のサービスの基本報酬は上がっていますが、訪問介護は身体介護、生活援助、通院等乗降介助ともに、基本報酬が引き下げられました。また、同じ年の介護事業者(老人福祉・介護事業)の倒産(負債1,000万円以上)は、過去最多の172件(前年比40.9%増)で、その内訳はヘルパー不足や集合住宅型との競合、上記の基本報酬のマイナス改定などが影響した訪問介護が過去最多の81件、多様化したニーズに対応できなかったデイサービスも過去2番目の56件、有料老人ホームも過去最多の18件と、主な3業種でいずれも増加しています。さらに倒産したのは個人企業他を含む資本金1,000万円未満が149件(構成比86.6%)、従業員10人未満が143件(同83.1%)、負債1億円未満が134件(同77.9%)と、小・零細事業者が多くを占めています。訪問介護の基本報酬が引き下がった原因は、直近で行われた令和5年介護事業経営実態調査により、訪問介護の利益率が7.8%で、全サービスの平均利益率2.4%を大きく上回っていたからですが、利益率を上げているのは集合住宅に併設された介護事業所(住宅型有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅など)で地域の訪問介護とでは、運営方法が異なります。この運営方法の異なる事業所を一緒にして、利益率を出していること自体が間違っているのではないのでしょうか。

これから益々高齢化が進むなか、人手不足の解消は容易ではなく、介護事業者の経営効率化は一刻を争う問題になっていますが、コロナ禍で悪化した経営を立て直せず、物価高の中で多様化するニーズや人材確保が難しい事業者の倒産は2025年も増加する可能性が高いとも言われています。訪問介護は在宅ケアの最前線であり、しかも最後のとりででもあります。高齢者が住み慣れた地域や自宅で暮らし続けるために、そして、介護従事者が在宅での支援を続けていけるようにという思いから、以下質問いたします。

1. 小平市における訪問介護事業者の過去5年間の倒産件数は。
2. ビジネスケアラーが増え続けている中、訪問介護の必要性について市の見解は。
3. 基本報酬が引き下げられた訪問介護の小・零細事業者への市の支援は何かあるか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月12日 小平市議会議長 殿

小平市議会議員 氏名 中倉茂和

受付番号【 18 】

27	26	25	24
23	23	22	21

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 災害に強いまちづくりの一環として補助金の活用を

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2024年8月8日午後4時43分ごろ、日向灘を震源とした地震が発生し、宮崎県日南市では震度6弱を観測しました。この地震で、南海トラフ地震の発生可能性が平時より相対的に高まっているとして、気象庁は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を初めて発表、その1週間後の8月15日にその呼びかけが終了し、半年後の2025年1月13日にも、南海トラフ地震臨時情報(調査中)を発表するなど大地震が発生する恐れが現実味を帯びてきました。

2023年9月1日は、関東大震災が発生してからちょうど100年目でしたが、私たちが住む東京都も含めた首都圏では、今後30年以内に70%以上の確率でマグニチュード7クラスの大地震(首都直下地震)が発生すると予測されており、大地震がいつ起きてもおかしくありません。

2024年1月に発生した能登半島地震や過去の大地震を見ても明らかなように、地震発災直後から電気、水道、ガスなどのライフラインが絶たれ、避難所などでの生活を余儀なくされる方々が多くおられます。避難所での環境や生活に馴染めずに関連死される方も少なくありません。

なお、東京都では、2025年4月からハウスメーカーや工務店などが供給する新築住宅への太陽光発電設置のほか、断熱・省エネ性能の確保を義務付ける制度が創設されますが、令和6年度の補助メニューとして家庭における太陽光発電導入促進事業や家庭における蓄電池導入促進事業が行われています。これらの補助金を使えば、高額な初期費用がかかる太陽光発電及び蓄電池も実質ゼロ円で購入することも可能です。

小平市が災害に強いまちづくりの一環として積極的に太陽光発電及び蓄電池の推進を図ることで、地震などで被災して停電が起きたとしても家が崩壊の恐れがなければ避難所ではなくそのまま家に滞在することで関連死を減らすことができ、地域の防災としても機能するのではないか、また、各家庭の大幅な電気代削減にもなるのではと考え、以下質問いたします。

1. 東京都の家庭における太陽光発電導入促進事業や家庭における蓄電池導入促進事業について、市からの周知は行われたか。
2. 太陽光発電及び蓄電池設置が防災の観点や光熱費の高騰対策としても必要と考えるが、市の見解は。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月12日 小平市議会議員 殿

小平市議会議員 氏名 中倉茂和

受付番号【 18 】

27	26	25	24
23	23	22	21

-(2 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 小平市の経営方針について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

2021年策定の小平市第四次長期総合計画では、12年後に目指す小平市の姿として、つながり、共に創るまちこいだいを掲げています。実現に向け、ひとづくり、くらしづくり、まちづくりの基本目標を設定し、施策を着実に実施するために自治体経営方針を設けており、今年1月に第2期経営方針推進プログラム(素案)が示されました。このプログラムでは2025年度から2028年度の4年間を対象期間としており、今後の自治体経営に対する市の姿勢や取組が記されています。行政側が示すものを単に説明するだけでなく、市民とともに考え推進していくことが大切です。以下質問します。

1, 第1期小平市経営方針推進プログラムをどう総括しましたか。成果と課題をお示ください。

2, 第1期と第2期経営方針推進プログラム(素案)の変更点について

① 実施プログラム③市民協働の更なる推進では、市民や市民活動団体のほか民間事業者と連携した活動をステップアップするために協働の推進に関する指針の見直しを行う旨の記載がありますが、変更に至った背景、経緯をお示ください。

② 実施プログラム⑤民間活力の積極的な活用では、2028年度までに1種類の新たな手法の導入を目指す旨の記載があります。どのような手法が考えられるのかお示ください。

③ 実施プログラム⑧事業の精査と見直しでは、事務事業の見直しのスケジュールについて2026年度まで新たな仕組み検討となっています。どのような仕組みが想定されるのかお示ください。

3, 事業の精査と見直し(経営方針推進プログラムNo.8)仕分け提案への対応・進捗状況「令和5年度実績」No17 中央図書館運営管理事業の見直しに向けた課題と今後の取組には、長いスパンで地区図書館を整理統合し、施設管理費や人件費を抑えることで、図書館の本質である資料費を確保していくことも重要であり、引き続き検討を進める。とありますが、どこで検討しますか。検討の場に市民の参加はありますか。

4, 第2期経営方針推進プログラム(素案)ではDXに重点をおくことが示されています。取組の考え方のイメージにはDXに関する未来像の明確化・共有とあります。明確化・共有のスケジュールをお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

2025年2月13日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【 23 】

27	26	25	24
24	24	23	22

-(1 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

13再質問の方式

- ① 一括質問一括答弁方式
② 一問一答方式

質問件名 犯罪が発生しにくい環境をつくろう

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

近年近隣の自治体でも強盗事件が発生しており、また主に高齢者を狙った特殊詐欺は後をたたず、市民からは不安の声が寄せられています。安心して生活するために防犯体制を強化する必要があります。市内での被害が少しでも減少するよう、以下質問します。

- 1、市の HP には 2019 年から 2023 年までの市内の犯罪発生件数が掲載されています。2024 年の発生傾向をお示ください。
- 2、市内の特殊詐欺被害について、最近の傾向を伺います。また、それに対する今後の対策についてお示ください。
- 3、市では特殊詐欺被害防止のために自動通話録音機の貸し出しを行っています。これまでに貸し出したのは何台くらいですか。効果、課題、今後の予定についてもお示ください。
- 4、強盗事件の加害者がいわゆる闇バイトで募集されたとのニュースを耳にします。自分の子どもが応募してしまったらどうしようとの不安の声も多く、対策が必要です。子どもたちが犯罪に巻き込まれないためにどのような取組が必要か、ご認識を伺います。
- 5、強盗や空き巣被害にあわないために犯罪防止の対策が必要です。市としてどのような対策に取り組みますか。また、防犯用品の紹介や購入補助の取組についてご見解をお示ください。
- 6、市内の不審者情報をよく受け取ります。市では自治会などに防犯カメラ等の設置補助等を行っています。地域の見守りの必要性をどのようにお考えですか。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

2025 年 2 月 13 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 さとう 悦子

受付番号【 23 】

27	26	25	24
24	24	23	22

-(2 / 2)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 中央公園グラウンドの改修に市民の意見を

質問要旨 2月1日に行われた「市南西部地域の市立公園・体育施設、ふれあい下水道館指定管理者制度導入および公園整備・改修等に関する説明会」には、想定以上に多くの人が参加しました。多くの市民が関心を寄せる中央公園グラウンドの改修について、以下質問します。

1. 市南西部地域の市立公園、市民総合体育館、中央公園グラウンドなどの体育施設、小平市ふれあい下水道館の一体的な管理運営と、鷹の台公園の整備および中央公園グラウンドの改修を行う「こだいらパークコネクトグループ」が提示した公募設置等計画はいつ公開されるのでしょうか。
2. こだいらパークコネクトグループを選定した委員会での中央公園グラウンド改修に関する主な質問として、人工芝の質についてや、人工芝整備後の暑さ対策について、多目的エリアに関する個人利用の設定方法についてなどがあつたと市ホームページに記載されていますが、これらの質問にはどのような回答がされたのでしょうか。
3. こだいらパークコネクトグループが提案した中央公園グラウンドの整備案で、多目的エリアを人工芝にすることや、侵入防止のフェンスを設置することが提案されていますが、それらについて市民の意見を聞く必要があるのではないのでしょうか。
4. 2月1日に行われた説明会では、多くの質問が出ました。参加人数をお教えてください。また、議事録は公開されますか。
5. 昨年3月に公表された「小平市立中央公園グラウンドの改修に関する基本的な方向性」の12ページに、人工芝と天然芝のコスト比較がありますが、人工芝の廃棄費用が含まれていません。人工芝の廃棄方法とコストについてのお考えをお聞かせください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和 7年 2月 13 日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 26 】

27	26	25	24
25	7		

-(1/2)

質問件名 よりよい給食に向けて積極的な取組を

質問要旨 オーガニック給食への取組やアレルギーへの対応、民間委託の是非など、給食にはさまざまな課題があります。よりよい給食を求めて、以下質問します。

1. オーガニック給食に取り組む自治体の例とされる武蔵野市は、学校給食食品選定基準として、米は国産、有機栽培・無農薬栽培・特別栽培のものを優先する、パンや中華麺は国内産小麦を使用したもの、うどんは北海道、群馬県、埼玉県、栃木県産の小麦を使用したもの、野菜・果物は市内産野菜を優先的に使用し、市内産以外の農産物は、基本的には国内産・有機栽培・特別栽培のものを使用する、としています。小平市学校給食用物資規格基準書では、米については国内、当年度産のもので、有機農法または減(無)農薬で栽培されたものを優先していますが、それ以外の食材についても国産や有機栽培、特別栽培を優先できないでしょうか。

2. 小平市学校給食用物資規格基準書で、小学校は七分つき米に対応しているが、中学校で対応しない理由は、

3. 千葉県いすみ市では、2012年に自然と共生する里づくり連絡協議会を設立し、有機栽培の実証実験を3年間実施後、2015年に有機米4トンを学校給食に導入、2017年には学校給食の全量を有機米とし、2018年からは有機野菜も導入した結果、残食率が2017年の13.9%から2020年は9.5%に減ったそうです。

①小平市立小学校、中学校それぞれの給食の残食率をお教えてください。

②有機農業生産拡大に向けて、技術指導など東京都による支援策があれば教えてください。

③昨年度と今年度の環境保全型農業推進事業の実施内容を項目ごとに金額とあわせて教えてください。

④市内農家による有機JASや特別栽培、東京都エコ農産物認証の取得へ向けた市の支援策があれば、教えてください。

⑤JA東京むさしの東京多摩有機農業研究会の活動状況を把握していますか。

⑥有機栽培の食材を増やすため、2008年度から市が実施していた「落ち葉のリサイクル事業」を復活させてはいませんか。

4. いすみ市は、有機米だと1食あたり約12.5円高くなるが、給食費の値上げはしにくく、年間の差額400～500万円を一般財源から補填するとのことでした。小平市でも、オーガニック給食のための食材費の差額を一般財源で賄えないでしょうか。

5. 今年度から学校給食センターでもアレルギーに対応しています。昨年4月改定の小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針では、詳細な献立表を作成・配付するレベル1、一部と完全の弁当対応のレベル2、原因物質を除去する除去食対応のレベル3、中学校では主食が除去食では成り立たない場合の代替食対応のレベル4、が記されています。

①改定後の小学校と中学校のそれぞれのレベルの対応数をお教えてください。

②小平市立小・中学校における食物アレルギー対応方針には、校外学習、宿泊行事での対応も記載されています。改定後の実際の宿泊行事での対応状況をお教えてください。

6. 小平市立小学校と中学校に、宗教的理由で給食への対応を求められている児童・生徒はどれくらいいますか。それらのことも達への給食での対応は、

7. 武蔵野市では、不登校がちな児童・生徒が給食を食べられるよう、昨年9月から武蔵野市立学校給食桜堤調理場で毎週金曜日に市立小・中学校の児童・生徒と保護者に給食を提供しています。小平市でも同様の取組ができないでしょうか。

8. 武蔵野市で学校給食を提供している一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団の令和6年度事業計画書には、桜堤調理場で災害時炊き出し訓練を実施と書かれています。小平市の給食センター及び各学校の調理場は災害時に活用できるのか、お教えてください。

9. 小平市は昨年度までに小学校14校で給食調理を民間委託し、今後さらに3校で委託する方針です。市は、2012年9月に初めて給食調理業務を委託した1年後の2013年8月に小学校給食調理業務委託検証報告書を作成しましたが、その後、検証していません。委託開始から10年以上を経て、改めて検証が必要ではないでしょうか。

10. 市は一昨年から基幹保育園の給食調理も民間委託しましたが、その検証はしないのでしょうか。

11. 小学校給食調理業務の民間委託を提示した「小平市立小学校給食の基本方針(平成23年8月)」では、委託業者を選定する際には、金額のみではなく、給食提供体制について提案させるプロポーザル方式で選定すると記載されています。現在、14校で委託している業者の数と名前、選定で重視した点をお教えてください。

12. 小平市立小学校の栄養士と調理員の配置状況について、都職員か市職員か、正規職員か非正規職員かを直営と委託に分けてお教えてください。

13. 基本方針には、「調理業務委託実施により、給食運営に係る運営経費の適正化が図られる」と記載されています。実際、委託により、運営経費の適正化が図られているのか、数値でお示ください。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和7年2月13日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 水口 かずえ 受付番号【 26 】

27	26	25	24
25	7		

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式

- 1 一括質問一括答弁方式
- ② 一問一答方式

質問件名 コミュニティFM 放送における小平市の情報発信の考え方等について

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

過去において(仮称)コミュニティFM 小平の開設に向けて一般質問をしたが、その時の答弁として、市としてコミュニティFM 局を立ち上げることは考えていないが、先進自治体の取り組み等を踏まえながら、市内で開局される場合の事業者との連携のあり方等について研究するとともに、近隣市に所在するコミュニティFM との災害時等における協定なども検討する、という旨の答弁であった。その後、災害協定に関しては株式会社クルメディア(TOKYO854 くるめら)と2021年に締結がされたものの、それによってFM 放送を活用した地域の活性化や市民サービスの向上が図られたのか等、FM 放送における小平市の情報発信の考え方等について以下質問する。

1 株式会社クルメディアと小平市が2021年に災害協定を締結したことで、有事の際にはリアルタイムに有益な情報を市民に提供できるようにするべきだが、

- ① 災害協定を締結し、市として推進してきたことは何かを伺う。
- ② 小平市として番組を通じて有事の際を想定した情報発信を行っているのか伺う。

2 株式会社クルメディアと小平市が包括連携協定を締結し、メディアを活用したまちの活性化に努めるべきと思うが、

- ① これまでに小平市は企業数社と包括連携協定を締結してきたが、その後市として運用してきたことは何かを伺う。
- ② 株式会社クルメディアと小平市が包括連携協定を締結することでのメリットや、市民に対して何ができるかを伺う。

3 小平市内にTOKYO854くるめらのサテライトスタジオを設置して、より一層の小平市のPR等の活用にも努めるべきと思うが、商店街等に対する支援事業の補助金活用等、現状の予算枠で実現の可能性は見出せるかを伺う。

上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

令和 7年 2月 13日 小平市議会議員 殿 小平市議会議員 氏名 山田 大輔

受付番号【 22 】

27	26	25	24
26	25	24	23

-(1 / 1)

小平市議会定例会一般質問通告書

再質問の方式	
1	一括質問一括答弁方式
②	一問一答方式

質問件名 地域全体で事業者や後継者を支援できる体制を目指すべき

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

小平市は商工会等と連携し様々な商工業への支援施策を行っています。キャッシュレス決済へのポイント付与事業やスクラッチキャンペーンは話題になる支援事業でありました。その他様々な支援メニューが用意されていることは認識しています。一方、将来の小平市の商工業の事を考えると市内の事業が何らかの形で継続していけるような施策を打たなければならない時期にきていると考えます。今日は「大廃業時代」と言われています。2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人、そのうち約半数の127万人が後継者不在といわれています。60歳以上の経営者のうち、50%超が将来的な廃業を予定しており、そのうち約3割は後継者不在が理由です。さらに、コロナや物価高による業績悪化で廃業も増えています。地域を支えてきた小規模事業者の廃業は、地域経済の衰退に直結する深刻な社会課題であると考えます。小平市も、全国の状況と同様に課題を抱えていると捉えています。将来の小平市の商工業のあり方を見据え、今のうちから事業承継支援等の仕組みを考えていく必要があると考え質問します。

1. 事業承継支援に係わる市の取組について現状をお示ください。
2. 市内事業者の年齢層別の割合、後継者の有無、廃業を考えているかの意識について把握しているか伺います。調査等を行ったことがある場合には手法と結果についてもお示ください。また、これらの情報は将来の小平市の商工業を考える上で重要な情報であると考えが見解を伺います。
3. 市内で、事業承継が行われた事例を把握しているか伺います。
4. 世田谷区では、未来に残したい店、味、技術について市民からの意見を参考に情報収集を行う手法を取っています。随時、市内の状況を把握する上では市民からの情報を上手く活用することが有効的です。同様の手法を小平市でも検討してはどうかと考えますが見解を伺います。
5. 既存の M&A の取組は地域の小規模事業者が対象になりにくいため小平市内で有効な策になりにくいと捉えています。小規模事業者向けにオープンネームで行われる事業承継の仕組みを通して小平市を広く全国に知ってもらう機会を作っていくことは、将来を見据え取組む価値があると考えますが見解を伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。
令和 7 年 2 月 10 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 吉本ゆうすけ

受付番号【 11 】

27	26	25	24
27	26	25	24

-(1 / 1)